

2007年度
倒産法講義
民事再生法 1

関西大学法学部教授
栗田 隆

倒産法講義 民事再生法第1回

- 民事再生手続の概略
- 1章 総則

T. Kurita

2

目的(1条)

- 対象 経済的に窮境にある債務者について、
- 手段 その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、
- 目的 当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ること

T. Kurita

3

民事再生手続の概略



T. Kurita

4

再生債務者となりうる者

- 権利能力者 個人、法人
- 法人でない社団・財団で代表者の定めのあるもの(18条、民訴29条。民再4条1項も参照)
- 外国人・外国法人も、日本人・日本法人と同一の地位を有する(3条) 内外人平等=非相互主義

T. Kurita

5

国際管轄(4条)

- 債務者が日本国内に生活上の拠点を有すること
 1. 個人 日本国内に営業所、住所又は居所を有するとき
 2. 法人その他の社団又は財団 日本国内に営業所又は事務所を有するとき
or
- 債務者が日本国内に財産を有すること

T. Kurita

6

国内管轄(5条1項・2項)

- ① 債務者の日本における本拠を管轄する地方裁判所
 - 営業者 主たる営業所の所在地
 - 非営業者・営業所を有しない営業者 普通裁判籍の所在地
- ② 1項では定まらないとき 再生債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所

T. Kurita

7

競合的広域管轄(5条8項・9項)

- 中規模再生事件(再生債権者 ≥ 500) 管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所
- 大規模再生事件(再生債権者 ≥ 1000) 東京地方裁判所又は大阪地方裁判所

T. Kurita

8

関連裁判籍(5条3項-6項)

- 親法人と子会社 (3・4項) 親法人が子会社の議決権の過半数を保有する場合
- 大会社とその連結子会社(5項)
- 法人とその代表者(6項)

T. Kurita

9

個人同士の関連裁判籍(5条7項)

- 連帯債務者の関係にある個人
- 主たる債務者と保証人の関係にある個人
- 夫婦

T. Kurita

10

選択可能な専属管轄

- 専属管轄 (6条)
- ただし、複数の裁判所が管轄権を有するので、申立人は、その中から適当な裁判所を選択できる。これは、申立人にとって望ましい再生サービスを提供することについての裁判所間の競争の誘因となる。
- 債務者は迅速に手続を進行させてくれる裁判所に申し立てる傾向があり、手続進行が鈍重な裁判所には、事件が来なくなる。

T. Kurita

11

移送

- 管轄違いの移送 (18条・民訴16条)
- 遅滞損害を避けるための移送 (7条)

T. Kurita

12

裁判所における手続

- 任意的口頭弁論（8条1項）⇒裁判の形式は決定（民訴87条1項但書き）
- 職権調査（8条2項）
- 不服申立て
 1. 即時抗告
 2. 即時抗告期間 公告があった場合は、効力発生の日から2週間

T. Kurita

13

公告（10条）

- 官報です。新聞紙への掲載は不要
- 効力発生日 掲載日の翌日
- 代用公告
- 告知の効力

T. Kurita

14

登記

- 非課税（14条）
 1. 法人の再生手続に関する登記（11条）
 2. 登記のある権利についての登記等（12条）
 3. 否認の登記（13条）
- 嘱託・申請をする者
 1. 原則 裁判所書記官による職権嘱託
 2. 例外 否認の登記は、監督委員又は管財人の申請
- 登録についても同じ

T. Kurita

15

記録の閲覧・謄写（16条・17条）

- 利害関係人の閲覧・謄写請求権（16条1項・2項）
- 制限
 1. 審理中（16条4項） 密行性の確保のため
 2. 支障部分（17条）

T. Kurita

16